

■平成19年度■

財政資金対民間収支見込み

理財局国庫課長

上羅 豪

1. はじめに

財政資金を国が民間から受入れられれば民間の通貨量が減少し、逆に国から民間に支払われれば民間の通貨量が増加する。財政資金の受入や支払には様々なものがあり、1日当たりの金額も大きい（別表1）ことから、金融市場に多大な影響を与えている。そこで、財政活動に伴う通貨量の増減に関する情報を国民に提供するため、国の財政活動による民間との収支を全て網羅し、財政活動に伴う通貨量の増減を的確に表すように作成されているのが、財政資金対民間収支である。

「予算に基づく財政資金対民間収支見込み」は、「予算に関する参考資料」として財務大臣が予算の提案理由説明を行う際に国会に提出するものであり、昭和27年から毎年提出している。また、財務大臣の提案理由説明の際に、財務副大臣から補足説明が行われる。

各会計の予算は歳入歳出が均衡するように組まれ、国庫金の受払は年度を通じれば収支が均衡するようと思える（そのように記述された解説書もある）。このように思い込めば、予算に基づく収支の見込みは0に決まっているはずで、

見込みを作成することは無意味ということになる。しかし、各会計の予算の歳入歳出が均衡しているとは限らず¹、また、国庫金の受払はいくつかの原因²によって年度によっては受取超過となったり支払超過となったりしている。

したがって、この見積もりの意義は、予算提出の段階で財政資金が民間との関係で受取超過となるのかあるいは支払超過となるのか、その額はいくらかを示すことにある。

なお、本稿では財政資金対民間収支という言葉が何度も出てくるので、「対民収支」と略称することにする。

2. 概要

平成19年度の対民収支は、平成19年度予算に基づいて、全体として10兆2,310億円の受取超過と見込んだ（別表2）。その内訳は、

- ① 一般会計で、17年度新規剰余金1兆5,040億円³を18年度補正予算において全額使用⁴する予定であることにより、0億円
- ② 食料安定供給特別会計（食料会計）で、農業経営安定事業費支出等により290億円

¹ 昭和24年度一般会計予算は、歳入が歳出に超過していた。特別会計においては、歳入が歳出を超過した例は過去から現在までいくらでもある。例えば、平成19年度国債整理基金特別会計。

² 詳しくは、松尾良彦編「財政資金の基礎知識」（財経詳報社、1993年）198-202頁。

(別表1) 財政資金主要項目別受払日一覧

区分		4月	5	6	7	8	9	10
受 租 税 入 国 債	厚生・国年 保 險	4日 1.6兆円	8日 1.6兆円	2日 1.6兆円	4日 1.6兆円	2日 2.3兆円	4日 2.4兆円	4日 1.5兆円
			旧年度精算分 及び第1回概 算納付分 24日 0.8兆円				第2回概算 納付分 4日 0.7兆円	
	法人税・消費税	4日 1.4兆円	8日 1.5兆円	3月期決算 分 2日 7.1兆円	4日 1.2兆円	2日 2.2兆円	4日 2.2兆円	4日 1.2兆円
		12日 0.9兆円	12日 0.8兆円	14日 0.6兆円	賞与分 12日 2.7兆円	賞与分 14日 1.1兆円	13日 0.7兆円	12日 0.8兆円
	所得 税 申告 分	確定申告分 (振替納税分) 24日 1.2兆円						
		17日 1.8兆円			18日 2.2兆円			16日 1.6兆円
	2年 債	17日 1.9兆円	15日 2.0兆円	15日 2.3兆円	18日 2.2兆円	15日 2.2兆円	15日 2.1兆円	16日 2.2兆円
		20日 3.6兆円	30日 4.3兆円	20日 3.9兆円	20日 4.7兆円	21日 4.0兆円	20日 3.8兆円	20日 4.6兆円
	政府短期証券 (2ヶ月程度)	14日 2.7兆円		15日 1.5兆円		15日 2.0兆円		13日 2.6兆円
支 付 金 払	運営費(独立行政法 人・国立大学法人)	4日 0.3兆円			4日 0.3兆円			4日 0.3兆円
	地方交付税 (普通・特別)	普通交付税 4日 3.7兆円		普通交付税 2日 3.7兆円			普通交付税 4日 3.8兆円	
	地方特例	12日 0.4兆円					13日 0.4兆円	
	地方道路譲与税 石油ガス〃 自動車重量〃			30日 0.2兆円				
	所得譲与税 特別とん〃 航空機燃料〃						4日 0.4兆円 29日 1.1兆円	
	恩 給	5日 0.3兆円			5日 0.2兆円			5日 0.2兆円
	厚生年金 保險 國民年金 保險 勞働保 險	14日 6.0兆円		15日 6.0兆円		15日 6.0兆円		13日 6.0兆円
	國 債	20日 2.1兆円	22日 1.9兆円	20日 13.5兆円	20日 2.1兆円	21日 2.1兆円	20日 7.8兆円	20日 2.3兆円
	政府短期証券 (2ヶ月程度)			2日 2.7兆円		2日 1.5兆円		4日 2.0兆円

- (注) 1. 4月から12月までの受入・支払額は18年度実績。2月から3月までは17年度実績と18年度予算から見込んだも
2. 太字は、「当面の政府短期証券の発行について」(平成13年3月15日報道発表)、「国庫金の効率的な管理につい
受入日と支払日を合わせた代表的な日。

(平成18年度実績)

11	12	1	2	3	月を定めている規程 受：期限を定めている規程 払：特定日を定めている規程
2日 1.7兆円	4日 1.7兆円	9日 1.4兆円	2日 3.1兆円	2日 1.8兆円	厚生年金保険法 § 83 国民年金法 § 91
	第3回概算 納付 分 4日 0.7兆円				労働保険の保険料の徴収等に関する法律 § 15、18、19
2日 1.7兆円	3ヶ月期中間 分 4日 5.2兆円	9日 1.1兆円	2日 1.5兆円	2日 2.4兆円	法人税法 § 71、74、76、77 消費税法 § 42、45、48、49
14日 0.7兆円	13日 0.8兆円	賞与・年末 調整 12日 1.6兆円	15日 0.6兆円	14日 0.7兆円	所得税法 § 183、190
			確定申告分 収納 19日 0.1兆円		所得税法 § 128
		15日 1.5兆円			財務省告示
15日 2.2兆円	15日 2.6兆円	15日 2.5兆円	15日 2.5兆円	15日 2.5兆円	財務省告示
27日 4.4兆円	20日 4.4兆円	30日 3.7兆円	20日 5.4兆円	20日 4.4兆円	財務省告示
	15日 2.8兆円				
		9日 0.4兆円			
普通交付税 2日 3.8兆円	特別交付税 4日 0.3兆円			特別交付税 14日 0.7兆円	地方交付税法 § 16
					地方特例交付金等の 地方財政の特別措置 に関する法律 § 9
30日 0.3兆円				30日 0.2兆円	地方道路譲与税法 § 4 石油ガス ツ 自動車重量 ツ § 3 § 3
				所得譲与税 2日 1.5兆円	所得譲与税法 § 4 特別とんツ 航空機燃料ツ § 3 § 3
	1月分繰上払 5日 0.2兆円				恩給給与規則 § 29
	15日 6.0兆円		15日 5.9兆円		恩給給与細則 § 10の2
20日 2.5兆円	20日 13.3兆円	22日 3.7兆円	20日 3.0兆円	20日 13.0兆円	厚生年金保険法 § 36 国民年金法 § 18 労働者災害補償保険 法 § 9
	4日 2.6兆円		2日 2.8兆円		各業務方法書
					財務省告示

の。

て」(平成17年8月26日報道発表)及び「国庫金の効率的な管理の強化について」(平成18年5月24日報道発表)により

の支払超過

- ③ 財政融資資金（財融資金）で、貸付回収金等の受取超過が預託金払戻等の支払超過を上回ったことにより650億円の受取超過
- ④ 外国為替資金（外為資金）で、19年度利益2兆4,160億円の受取超過要因と一般会計繰入1兆6,290億円の支払超過要因等との相殺により、4,450億円の受取超過
- ⑤ その他特別会計等で、19年度に償還期限が到来する国債について、日本銀行がその一部を保有しており、このうち借換えによる部分について民間からその償還財源を調達する必要があること等により、9兆7,500億円の受取超過

と見て、合計10兆2,310億円の受取超過と見込んだものである。

（別表2）予算に基づく財政資金対民間収支見込み

（△印は支払超過、単位：億円）

区分	平成18年度見込み	平成19年度見込み
一般会計	△ 36,930	0
食料安定供給	△ 330	△ 290
特別会計		
財政融資資金	140	650
外国為替資金	15,660	4,450
その他の	525,820	97,500
合計	504,360	102,310

- （註1）「その他」は、「一般会計」等上記に掲げる会計等以外の特別会計等の計数の合計である。
- 2. 各会計の見込額は、国庫内振替収支を含む。
- 3. 食料安定供給特別会計の平成18年度見込額は、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定による廃止前の食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計の平成18年度見込額を合算し掲記したものである。

平成18年度補正後における予算に基づく対民収支見込みは、全体では、受取超過は更に大きく、50兆4,360億円となる。その内訳は、

- ① 一般会計で、平成16年度までに発生した剩余额の使用残額620億円及び17年度新規剩余额のうち18年度補正予算に計上した額1兆5,040億円の使用による支払超過と出納整理期間における収入と支出の17年度からのずれ込みと19年度へのずれ込みを合計した2兆1,270億円の支払超過との合計で、支払超過3兆6,930億円
- ② 食料会計では、17年度新規剩余额使用による支払超過330億円
- ③ 財融資金は、貸付回収金等の受取超過が預託金払戻等の支払超過を上回ったことにより受取超過140億円
- ④ 外為資金は、18年度利益2兆9,830億円等の受取超過要因と一般会計繰入1兆6,220億円等の支払超過要因との相殺により、1兆5,660億円の受取超過

と見て、合計すると50兆4,360億円の受取超過となるものである。

3. 特性

財務省では、原則として毎月1日に当月の対民収支見込みを報道発表している。⁵ この毎月の見込みと国会に提出した今回の見込みとはどう違うのだろうか。

³ 平成17年度における財政法第41条の剩余额3兆4,810億円から平成16年度までに発生した剩余额の使用残額620億円及び平成18年度への繰越歳出予算財源1兆9,140億円を差し引いた後の平成17年度新規発生剩余额1兆5,040億円

⁴ 平成17年度における地方交付税に相当する金額の交付税及び譲与税配当金特別会計への未繰入額に相当する額6,030億円と平成17年度における財政法第6条の純剩余额9,010億円との合算額1兆5,040億円

⁵ <http://www.mof.go.jp/1c013.htm>

毎月発表している見込みは、窓口収支という。窓口収支は、財政資金が日本銀行の窓口を出入りした金額という意味である。これに対し、国会に提出した見込みは実質収支である。実質収支とは、窓口収支に国庫内振替収支（ある会計の収支が国庫内の他の会計を相手に行われる場合、この国庫内の振替関係を国庫内振替収支と呼んでいる）を加えたものである。

予算には、日本銀行の窓口での収支とか国庫内振替収支とかの区別はなく、その会計の収入・支出として、それぞれ一本の形で示されているから、対民収支を予算との対比でみようとする場合には実質収支による必要があり、また、対民収支を各会計の現金調達・返済とか手許現金増減と関連させてみようとする場合には実質収支の方が便利である。

予算審議の参考として国会に提出される予算に基づく対民収支見込みが実質収支であるのはそのためである。

4. 前提

いうまでもなく、予算に基づく対民収支見込みは、種々の前提をおいて推計したもので、その前提の主なものは、次のとおりである。

(1) 歳出繰越

予算が忠実に実行されると考えれば、予算を提出する際には、その一部が次年度に繰越されて使用されると考えるべきではなく、すべて年度内（出納整理期間を含めて）に支出されるものと考えるべきであろう。しかし、現実には、繰越明許・事故繰越・継続費年割額の適次繰越の規定があって、特定の費目につき、当年度の支出残額を翌年度へ繰り越し

て支出することが認められており、金額こそ年度によって異なるが、毎年度、歳出繰越が行なわれている。事故繰越のような繰越額を予め見込むことは、その性質上不可能であるから、とりあえず、前年度から繰越される額と、翌年度へ繰越す額とを同額とみなして推計するわけである。

例えば一般会計において、平成18年度から平成19年度への歳出繰越については、既に実績が判明している17年度決算において17年度新規発生剩余金から18年度への繰越歳出予算財源として控除した額1兆9,140億円と同額とした。19年度から20年度への歳出繰越も、この1兆9,140億円と同額と前提をおくわけである。

(2) 出納整理期間

対民収支は、4月から翌年3月までの現金収支であるので、ある年度の対民収支には、前年度から当年度へずれ込む出納整理期間における収入と支出が含まれるとともに、当年度から翌年度へずれ込む出納整理期間における収入と支出は除かれることになる。この前年度からのずれ込みと、翌年度へのずれ込みは、現実にはその額は異なるが、年度当初にそれを推定することはできないので、やむなくこの両者を同額と見ているわけである。

一般会計においては、平成18年度から平成19年度へのずれ込みについては、既に実績が判明している第3四半期までの実績値及び平成18年度補正予算を前提として、平成18年12月末日現在において、収入については18兆5,480億円、支出については4兆8,880億円と推計した。

平成19年度から平成20年度へのずれ込みに

については、上記と同額、すなわち、収入については18兆5,480億円、支出については4兆8,880億円と前提をおくわけである。

(3) 新規剰余金

剰余金は、歳入面では租税その他の自然增收から生じ、歳出面では不用から生ずるが、予算及び予算に関する参考資料を国会に提出する際には、歳入・歳出ともに予算どおりと見込むべきであるから、19年度の新規剰余金は0と見込んだ次第である。

また、17年度の新規剰余金1兆5,040億円はすべて18年度補正予算に計上されたので、平成17年度から平成19年度へのずれ込みは0である。

(4) 予備費

予備費は、一般会計については全額使用と前提をおく。特別会計については、過去5か年の平均使用率に基づき、一定額は未使用と前提をおく。

5. 推計

(1) 一般会計

当年度予算の歳入歳出が均衡したとしても、前々年度新規剰余金のうち前年度補正予算に計上した額を控除して得た額が歳入に見積もられていれば、それが当年度に支出されるので、支払超過となる。しかし、平成19年度予算においては、平成17年度新規剰余金が、すべて平成18年度補正予算の歳入に計上され平成19年度予算の歳入には計上されなかつたため、受取支払均衡で0となる。

(2) 食料安定供給特別会計

食糧証券の発行については、限度額は8,500億円であり、年度越えで7,990億円の市中発行が歳入に計上されている（年度越えで市中発行すると、受取超過要因）が、農業経営安定事業費支出等により、全体として290億円の支払超過となる。

(3) 財政融資資金

財政融資資金証券の発行（年度越えで市中発行の場合は受取超過要因）については、限度額は15兆円であるが、発行は予定されていない。貸付金等の貸付と回収とを相殺した受取超過45兆980億円、公債の償還と発行とを相殺した受取超過2兆6,790億円、19年度利益2兆1,740億円による受取超過が受取超過要因となる。一方、預託金の払戻超過48兆9,910億円、18年度末日が土曜日のため19年4月2日に支払われる預託金利子8,920億円が支払超過要因となる。これら全体として650億円の受取超過となる。

(4) 外国為替資金

外国為替資金証券の発行（年度越えで市中発行の場合は受取超過要因）については、限度額は140兆円であり、限度額まで年度越えで市中発行する予定となっている。19年度利益2兆4,160億円が受取超過要因となるが、歳入のうち受入が20年度にずれ込む外国為替等売買差益1,300億円、18年度剰余金のうち一般会計繰入1兆6,290億円が支払超過要因となり、全体として4,450億円の受取超過となる。

(5) その他

国債整理基金において、償還財源受入額等158兆1,000億円は受取超過要因となり、償還額等165兆4,460億円は支払超過要因となるため、全体として7兆3,460億円の支払超過となる。これに日銀保有国債の償還額等の対日銀収支16兆5,570億円⁶の支払超過を控除（受取超過要因）すると、借入金等63兆2,940億円、借換債市中発行85兆1,500億円、計148兆4,440億円が受取超過要因となるが、借入金償還等37兆6,770億円、市中保有国債償還101兆5,560億円、計139兆2,330億円が支払超過要因となり、全体として9兆2,110億円の受取超過となる。

その他の特別会計において、前年度剰余金を使用することなどにより2,210億円の支払超過となる。

これらの合計から、対日銀収支の支払超過7,600億円⁷を控除（受取超過要因）すると、「その他」全体としては9兆7,500億円の受取超過となる。

予算は歳入・歳出とともに日本銀行との収支を含む。通常の対民収支では（実質収支でも窓口収支でも）対日銀収支は含まないが、財政の動きを実態的に理解し、国会審議に役立てようという観点から作成する予算に基づく対民収支見込みでは、下記の一般会計、食料安定供給特別会計、財政融資資金及び外国為替資金に対日銀収支が含まれる。しかし、対日銀収支を含めると財政資金の動向は把握しやすくなるが、対民間の収支戻しがおかしくなることから、対民収支に含めた対日銀収支計

17兆3,170億円⁸の支払超過額は、上記のとおり「その他」で一括して控除している。

6. おわりに

以上を総計すると、予算に基づく平成19年度の対民収支は10兆2,310億円の受取超過と見込まれる。この見込みは幾多の前提をおいているが、予算提出の段階においては、以上のところがほぼ考えうる限度かと思われる。

この見込みは平成19年度において財政が10兆2,310億円の通貨量減少要因をなしていることを意味する。簡単に言えば、19年度の資金フローとして、19年度に償還期限が到来する国債について、その一部を日本銀行が金融調節の結果保有しているが、このうち財政法第5条但書に基づく日銀乗換によらない部分について、国が民間から通貨を約10兆円吸収して日本銀行に支払うということである。日本銀行には、適正量の通貨の供給を期待したい。

なお、この見込みは予算審議の参考であるため、年度単位で見込んでいる。金融市場関係者の立場からは、季節波動や日足に興味があろうと思われる所以、19年度の季節的要因の日付を表にまとめてみた（別表3）。あくまで、現時点での見込みであり変わりうるものであること前提に活用していただきたい。

（以上）

※ 文中の意見に関する記述は筆者の個人的な見解である。

⁶ 対日銀収支としては16兆5,570億円の支払超過となるが、これを対民収支に置き換えると同額の受取超過となるわけである。

⁷ 国が日本銀行から受け取る法人税や納付金等と国が日本銀行に支払う国債利子等の通算額7,600億円。

⁸ 脚注6の16兆5,570億円と脚注7の7,600億円との和

(別表3) 対民収支の季節的要因の日付 (平成19年度見込み)

(単位:兆円)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
受要因	申告所得税の受入 2ヶ月FBの発行 (13・24日)	労働保険料(精算分、第1回概算納付分) (23日)	法人税(3ヶ月期決算法人)の受入 (15日)	源泉所得税(夏期賞与)の受入 (12日)	源泉所得税(夏期賞与)の受入 (15日)	労働保険料(第2回概算納付分)の受入 (14日)	2ヶ月FBの発行 (15日)		労働保険料(第3回概算納付分)の受入 (14日)	源泉所得税(年末賞与)の受入 (15日)	法人税(2ヶ月期決算法人中間納付)の受入 (4日)	法人税(12ヶ月期決算法人)の受入 (4日)
季節的要因												
払要因	普通特例税交付金の交付 (13・14日)	年金定時払 (13日)	普通特例税交付金の交付 (12日)	年金定時払 (15日)	普通特例税交付金の交付 (20日)	年金定時払 (15日)	普通特例税交付金の交付 (20日)	年金定時払 (12日)	国債償還、利払 (20日)	年金定時払 (14日)	特別交付税の第1回分の交付 (4日)	国債償還、利払 (21日)
受支戻 15~17年度 の3年平均	支払超過 (△1.6)	受取超過 (9.0)	中立 (0.4)	受取超過 (8.3)	受取超過 (5.4)	受取超過 (2.3)	受取超過 (3.1)	受取超過 (4.5)	中立 (0.8)	受取超過 (9.6)	受取超過 (5.4)	支払超過 (△0.7)

㊟△印は支払超過を示す。季節的要因の日付は、19年度見込みであり、受払いが比較的大きいと予想される日。

